

日本結合組織学会細則

第 1 章 会費

第 1 条 本会の年会費を次のように定める(平成9年4月1日より正会員、評議員の会費を改訂)。

1. 個人会費

(1) 正会員(評議員以外) 8,000 円

(2) 評議員 13,000 円

(3) 学生会員 3,000 円

2. 法人会費 50,000 円

第 2 章 役員の選出・推薦

第 2 条 理事・監事の選任は次のように行う。

1. 評議員の中より3名の選挙管理委員を理事会が指名し、選挙管理委員会は互選により選挙管理委員長を決める。選挙管理委員長は選挙業務を総括し、日本結合組織学会事務局と連携して選挙業務を行う。

2. 理事・監事の選挙人は、その選挙の行われる前年度までの会費を前年度 12 月 31 日まで
に完納した評議員とする。また、理事・監事の被選挙人は、当該会計年度内には65歳未満で、前
年度までの会費を完納した評議員とする。

3. 選挙は通常、3年に一度 11 月から 12 月に行う。

4. 選挙管理委員は、被選挙人としての評議員名簿を整備し、11 月末迄に評議員宛に送る。投票
締切は 12 月 15 日とする。

5. 投票はウェブ投票システムを用いて行う。送信先は日本結合組織学会事務局内選挙管理委
員会とする。

6. 理事・監事の選挙に際しては、アンケートに基づき、被選挙人を臨床系、基礎系の2分野に分
けて行う。

7. 選挙人は毎回 2 分野に各 9 票(計 18 票)投票し、各分野から得票数の上位各 9 名の理
事・監事候補(原則計 18 名)を選出する。さらに、得票数、専門・所属等の不均衡のために、理
事会の推薦により理事候補を毎年若干名選出できる。

8. 投票用紙への記入は地方別、専門別を十分考慮の上行うものとする。記入に著しい不都合が
あった場合は、選挙管理委員会により無効とする場合がある。

9. 当選者には開票決定後直ちに通知し、12 月 31 日迄に当選者が辞退した場合は、得票数の
次位の者を順次繰上げ当選とする。

10. 選出された新理事・新監事候補者は、学会ホームページ上で公表するとともに、総会に報告
するものとする。

11. 選挙結果を受けて、理事長は速やかに理事会を開催し、選出された新理事・監事候補者によ
る新理事長および新監事を選出する。

12. 理事・監事の選出にあたり、会則・細則に定めない事柄が生じた場合は選挙管理委員会にて

協議の上、理事会の承認をもって選挙管理委員会が対応する。

第 3 条 評議員の推薦はつぎのように行う。

1. 本会員歴が5年以上で次の条件を満たす者。

(1) 本会総会において3回以上業績発表または座長を行った者。

(2) 結合組織に関係ある論文が5編以上である者。

2. 前記1項の条件を満たさなくとも、本学会員であって、特に顕著な研究業績があり、理事会及び評議員会で賛同が得られた者。

3. 前記1及び2項の何れの場合も、評議員2名以上の推薦を付して、本人の履歴書及び主たる業績の目録を理事長宛に提出する。新評議員は評議員の推薦に基づき理事会(含メール理事会)で審議のうえ承認し、評議員会および総会に報告する。ただし評議員会において過半数の反対があれば取り消しすることができる。6月末までに理事会で決定した新評議員は当該年度から評議員会費を納め、次年度の理事選挙権を認める。7月以降 12 月末までに決定した新評議員は、当該年度は正会員会費を納め次年度より評議員会費を納める。理事選挙権は翌々年度から発効する。

第 4 条 名誉会員の推薦は次のように行う。

1. 本学会員のうち、次の条件の何れかを満たす者が理事・監事の被選挙権を失った時、あるいは定年により退職した時。

(1) 理事長(旧日本結合組織学会会長)あるいは学術大会会長の経験者。

(2) 旧マトリックス研究会の会長あるいは学術大会会長の経験者で、上記に準ずる者。

2. 前記1項の条件を満たさなくとも、わが国における結合組織に関する教育および研究の進歩に著しい功績があった者。

第 3 章 学会賞

第 5 条 大高賞は、本学会の創設者で、初代理事長として長年本学会の発展に寄与された大高裕一先生の栄誉をたたえて設けられたものであり、本学会員のうち結合組織研究の進歩に寄与する顕著な研究を発表し、なお将来の発展を期待しうる者に授与する。ただし、研究業績はその主要な部分が、国内で行われたものに限る。

第 6 条 応募者は募集年度の 4 月 1 日の時点で 45 歳未満の者とする。

第 7 条 大高賞の選考には大高賞選考委員長と基礎系及び臨床系選考委員各2名がこれに当たる。委員長は理事会が決定し、各委員は委員長が選任する。委員長及び委員の任期は原則として1年とする。

第 8 条 大高賞は、毎年原則として1件とし、賞状及び副賞を贈呈する。大高賞決定後、応募者全員に理事長ならびに選考委員長の連名で選考結果の通知を行う。

第 4 章 学術大会

第 9 条 本学会は、会長のもとに毎年1回大会を開催する。

第 10 条 会長は理事会が推薦し、評議員会の議を経たのち、総会に報告する。任期は前年度大会の終了後からその年度の大会の終了までとする。

第 11 条 大会の運営費にあてるため、参加費を徴収することができる。

第 12 条 学術大会において発表された優秀な研究に対して Young Investigator Award を授与する。受賞者は5名程度とし、学会開催年の4月1日時点で40歳未満、演題抄録提出時に賞の審査に応募した者を対象とする。応募者は演題の筆頭著者で発表者に限り、他学会のものを含め3年以内に受賞歴のある応募者は、受賞内容について応募の際に開示することが求められる。選考は大会長が行い、原則として当該大会期間中に大会長より賞状・副賞を授与した上で、選考結果を理事会に報告する。